

令和4年10月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(水素水生成器(飲料用) 1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 11件  
(うちLEDランプ(電球型) 1件、  
携帯電話機(スマートフォン) 1件、  
配線器具(引掛けシーリング) 1件、冷風機 1件、  
美容器具(ローラー) 1件、電気炊飯器 1件、  
照明器具(投光器、充電式) 1件、配線器具(コードリール) 1件、  
扇風機(充電式、携帯型) 1件、無停電電源装置 1件、  
温水洗浄便座 1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)  
 該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200522	令和4年9月4日	令和4年10月4日	水素水生成器(飲料用)	AWH003-W	株式会社日省エンジニアリング	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	令和4年9月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年9月22日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200516	令和4年9月16日	令和4年10月3日	LEDランプ(電球型)	火災	運動施設で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200517	令和4年9月28日	令和4年10月3日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202200518	令和4年9月15日	令和4年10月3日	配線器具(引掛けシーリング)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202200519	令和4年9月14日	令和4年10月3日	冷風機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A202200520	令和元年12月 ※不明	令和4年10月4日	美容器具(ローラー)	重傷1名	当該製品を使用後、顔に皮膚障害を発症した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して 嚴重注意
A202200521	令和4年9月17日	令和4年10月4日	電気炊飯器	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A202200523	令和4年8月28日	令和4年10月4日	照明器具(投光器、充電式)	火災	工場の休憩所で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年9月29日
A202200524	令和4年8月24日	令和4年10月4日	配線器具(コードリール)	火災	建設現場で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年9月29日
A202200525	令和4年9月26日	令和4年10月4日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202200526	令和4年9月24日	令和4年10月5日	無停電電源装置	火災	病院で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200527	令和4年9月25日	令和4年10月5日	温水洗浄便座	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

水素水生成器（飲料用）（管理番号:A202200522）

